

「地震発生時における安全対策並びに措置」について

摂津市教育委員会

1. 震度5強以上の大規模地震が発生した場合の対策について

(本市においては、摂津市、高槻市、茨木市、吹田市、又は大阪市東淀川区が、震度5強以上の際に、『災害対策本部』が、本館3階301会議室に設置される。)

下記に示す「地震災害対策要領」に基づき、幼児・児童・生徒への対策、および教職員の対応について、周知徹底を図っておくこと。

地震災害対策要領

発生時期	幼児・児童・生徒への対応
登校(園)前	学校・園は臨時休業日の措置とし、保護者の管理下に置く。
登校(園)中	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、原則として速やかに登校・登園させること。
在校(園)時	安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督にあたる。 校・園舎内及び周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、保護者に引き渡すまでは、責任を持って保護・監督を継続する。
降園・ 下校時	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能な限り速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せることを基本とする。

発生時期	教職員の対応
出勤途上	可能な限り出勤する。出勤後、登校・登園した幼児・児童・生徒を掌握する。その人数確認をし、校・園長の指示に従う。
在勤時	勤務の継続、情報の収集に努める。校・園内及び周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、迎えに来た保護者に引き渡し、幼児・児童・生徒を帰宅させる。帰宅者と残留者を確認し、残留者については保護・監督にあたる。
退勤途上	可能な限り、学校・園に戻り幼児・児童・生徒の保護・監督や被害状況の確認など必要な対応に努める。

2. 震度5強未満の地震の場合の対応について

原則として、臨時休業日としないが、校・園区の被害状況を的確に把握し、幼児・児童・生徒の安全確保を考慮した上で、臨時休業日等、非常の措置をとらなければならない場合は、学校教育課に報告のうえ、適切な措置を講ずること。

3. 地震による被害状況や措置状況等の報告について

地震発生後、校・園舎内等の被害状況並びに学校・園のとした措置などについて、速やかに学校教育課に報告すること。なお、後日、別紙様式により状況報告書を提出すること。

報告すべき事項

- ① 学校・園名
- ② 幼児・児童・生徒の登校・登園や怪我などの状況
- ③ 教職員の出勤や怪我などの状況
- ④ 施設・設備などの被害状況
- ⑤ 措置内容
- ⑥ その他、必要な事項

4. 在勤時の教職員にあたっては、摂津市災害対策本部からの指導があるまで、学校への地域住民の避難の受け入れ、並びに体育館等の避難場所の確保に努めること。